

事業計画書

1. 経営理念

暗闇を破って昇る朝日（曙光・アルナ）の陽光があらゆるものを優しく、暖かく包み込むように、地域にお住まいの介護や保育を必要とする方々にわけ隔てなく援助の手をさし伸べ、心豊かな人生を送って頂くお手伝いをするを法人施設経営の理念とする。

また、地域貢献事業として、地域にお住まいの介護・保育が必要とされるすべての人々と家族がお互いに寄り添い、明るく・暖かく・日々生きがいをもって、人生を送ることができるように、地域福祉の充実に多岐にわたって寄与することを共通の目標とする。

2. 経営方針

(1) 法令遵守

老人福祉法・介護保険法・社会福祉法・児童福祉法その他関連法令を遵守する。

また、利用者の基本的人権を尊重し、利用者の個人情報保護の徹底をはかると共に社会規範を尊重する。

導入済みの「マイナンバー法」及び「労働安全衛生法」に基づくストレスチェックに関し、職員への計画的な周知徹底、及び個人情報保護法に十分に配慮した円滑な制度運用に努める。

(2) 介護・保育の目標

ご利用者本位のサービスの提供に努め、ご利用者のリスクマネジメントの徹底を図る。また、ご利用者の自己決定と選択を尊重し、利用者本位の福祉サービスを提供すると共に、ご利用者の意思や要望をしっかりと把握して、安全・安心・快適・楽しさ・満足を提供するように努める。

園内外の研修等を通じて、継続的に介護・保育技術の向上を図る。

また、介護サービスご利用者が尊厳をもって、少しでも自分らしく自立した生活が送れるように支援する。

(3) 施設の健全経営および、新しい取り組み

各施設が遅滞なく事業を運営できるように、適切な指導・助言を行い、経営の適正化・効率化を推進すると共に、施設が自ら地域社会と協働して地域福祉の充実に寄与するように努める。

また、第三者等の意見を積極的に取り入れ、より開かれた施設経営を目指す。

さらに、本年度は保育園創立51周年、特養ホーム創立31周年、特養しゅくがわら15周年の節目の年に当たり、法人経営の安定・安全を継続すると共に、社会福祉法改正に応じた取り組みを総合的に策定実施していく。

3. 組織運営

(1) 理事会・評議員会について

社会福祉法改正に基づき、新理事会を、理事長以下6名の理事、2名の監事で組織する。

また、新評議員会については、7名の評議員にて組織する。

上記の会議の開催は、年間2回とし、理事長が必要であると認めた場合には、その都度開催する。任期については、理事は選任後2年以内、監事は選任後2年以内、評議委員は4年とする。

(2) 法人事務会議について

理事長、執行理事、理事（施設長）、法人事務局長等及び、必要に応じて外部専門家を加えたメンバーから構成される法人事務会議を定期的で開催し、法人経営の視点から総合的に事業を点検し、各事業の経営状況等を勘案の上方針を策定し、法人施設事業全体の安定経営を促進する。

4. 施設の経営管理運営

経営管理（使命達成）のために、経営資源の確保と経営の3要素（人事管理・財務管理・事業管理）の活用するためのマネジメントを実施していく。具体的には、児童福祉施設である柿生保育園の経営管理の他、老人福祉施設である柿生アルナ園の経営管理に努める。また、スケールメリットを最大限生かし、同法人の指定管理下にある川崎市特別養護老人ホームしゅくがわらと一体的な経営管理を推し進める。

5. 施設職員の配置・人事管理

柿生保育園・柿生アルナ園・しゅくがわら の3施設の職員配置については、各法令に基き、適切な人員配置をする他、人事管理については、職員の“社会福祉事業に従事する専門職としての成長”を支えるために、また“職員処遇の適正化”をより明確にするために、人事管理規定及び人事基準関連規定等の策定と就業規則及び給与規定等の改訂を推し進める。

6. 基本財産・運用財産の管理運用

(1) 基本財産である土地については、柿生保育園用地（川崎市麻生区上麻生5丁目1，169-2 外4筆 2，212㎡）の他、柿生アルナ園用地（同上麻生5丁目1，180-1 外6筆 8，895㎡）の保全・有効活用に努める。

建物については、保育園舎2棟（同上麻生5丁目1，169-2 1，102.46㎡）の他、柿生アルナ園舎1棟（同上麻生1，180-1 2，993.07㎡）の保全・維持に努める。

(2) 運用財産については、固定資産物品及び各種積立金・退職預け金の堅実な運用に努める。

7. 川崎市受託財産の管理運用

川崎市特別養護老人ホームしゅくがわらの土地（川崎市多摩区宿河原6丁目752他 2，467.13㎡）及び建物1棟（同所 3，171.32㎡）の他、運用財産である固定資産物品の管理・運用に努める。